

規制改革ホットライン処理方針
(令和3年11月5日から令和3年12月2日までの回答)

デジタル基盤ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
IT化推進	(1)について 対応 (2)について 検討を予定 (3)について 検討を予定	◎	1
戸籍情報をマイナンバーカードに	対応	◎	2
給与支払明細書、給与所得の源泉徴収票の電子化に向けた本人承諾の見直し	その他	◎	3
公正証書の電子化および作成手続のオンライン化	検討に着手	◎	4
法人に係る税務手続の電子化の更なる推進	(総務省) ①検討に着手 ②検討を予定 ③検討に着手 (財務省) 【②について】 検討を予定 【なお書き以下 について】 対応	◎	5
電波法に基づき交付される届出・申請の許可状・免許状の電子保管の容認	検討を予定	◎	6
地方公共団体の入札に関する一連の手続のデジタル化	その他	◎	7
雇用保険各種通知書(被保険者通知用)の電子化	検討を予定	◎	8

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

提案内容に関する所管省庁の回答

別添

デジタル基盤WG関連

番号:1

受付日	3年8月24日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年12月2日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	IT化推進
具体的内容	<p>役所勤務です。</p> <p>1 戸籍制度見直し</p> <p>2 マイナンバーカードはアプリに</p> <p>3 全ての本人確認は指紋と顔認証にする</p>
提案理由	<p>1 戸籍について</p> <p>各自治体に請求しなければならず、何度も遡って取らなければなりません。自治体の縦割りを無くし、住基ネットでどこの自治体でも自由に取得出来るようにすれば、市民も職員も楽になります。</p> <p>2 マイナンバーカード</p> <p>健康・介護保険証、診察券、診療情報、処方箋(お薬手帳)、パスポート、免許証。。様々なものを一体化して、アプリ化してください。</p> <p>各種行政からの手紙もマイナポータルやアプリで確認することにし、行政の手間や無駄を減らしてください。郵送費は数千億円減ります。</p> <p>3 最終目標</p> <p>15才になったら全国民が中学校等でマイナンバーの電子を登録し、同時に顔認証・指紋認証登録をする。それにより各種行政等の手続きでの本人確認書類等は全て無くす。</p> <p>身分証扶養で手ぶらで全ての手続きが完了し、日本が本当の意味でIT先進国になります。</p> <p>銀行の暗証番号も要らなくなります。なりすましも犯罪者(指紋・防犯カメラで特定可能)も減り、認知症の人がお金を引き出せなくなることもなくなります。</p> <p>身元不明でもすぐに判明します。</p>
提案主体	個人

	所管省庁	デジタル庁総務省法務省
制度の現状	(1)について)	戸籍謄抄本等の交付請求は、本籍地の市区町村に対して行う必要があります。
	(2)について)	現在、マイナンバーカードはカード形式で配付されてます。
	(3)について)	デジタル庁では「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」(平成31年2月25日CIO連絡会議決定)を策定しているところ。
該当法令等	(1)について)	戸籍法第10条第1項
対応の分類	(1)について)対応(2)について)検討を予定(3)について)検討を予定	
対応の概要	(1)について)	令和元年5月31日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から、いずれの市区町村の窓口においても、本人等の戸籍又は除かれた戸籍の謄抄本を取得することができるようになります。
	(2)について)	令和2年12月25日に閣議決定されたデジタル・ガバメント実行計画の別添1「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて(国・地方デジタル化指針)」では、「3. 2 カード機能(公的個人認証サービス)の抜本的改善(スマートフォンへの搭載、クラウド利用、レベルに応じた認証、民間IDとの紐付け等)」において、マイナンバーカードの機能(電子証明書)のスマートフォンへの搭載を2022年度(令和4年度)中に実現し、スマートフォンのみで手続を行うことが可能となるように目指しています。
	(3)について)	「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」はオンラインでの本人確認に対する考え方及び手法をまとめたものであり、その運用についてはそれぞれの制度所管の省庁が個別に判断することになります。

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル基盤WG関連

番号:2

受付日	3年9月14日	所管省庁への検討要請日	3年11月8日	回答取りまとめ日	3年12月2日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	戸籍情報をマイナンバーカードに
具体的内容	自分が生きているうちに、一連の謄本を手廻り寄せマイナンバーカードに組み込む事が出来たら残った家族の負担がぐんと減るのではと思っております ご検討よろしく申し上げます
提案理由	親の相続手続きの際、出生・婚姻を経た戸籍謄本の取り寄せに時間と手間と費用がかかりました 本人ですら記憶にないような住所表記変更に伴う戸籍の書き換えもあります
提案主体	個人

	所管省庁	デジタル庁法務省
制度の現状	①戸籍謄抄本等の交付請求は、本籍地の市区町村に対して行う必要があります。 ②行政区画等の変更があった場合、市町村長の判断により、職権で本籍欄を更正する場合があります。 ③マイナンバーカードには戸籍に関する情報は登録されていません。	
該当法令等	戸籍法第10条第1項 戸籍法施行規則第45条, 第46条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項	
対応の分類	対応	
対応の概要	①令和元年5月31日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から、いずれの市区町村の窓口においても、本人等の戸籍又は除かれた戸籍の謄本を取得できるようになります。 ②制度の現状に記載のとおりです。 ③なお、マイナンバーカードに登録する情報については、今後、関係機関と協議するなど、必要性等を含めて検討したいと考えます。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル基盤WG関連

番号:3

受付日	3年9月21日	所管省庁への検討要請日	3年11月8日	回答取りまとめ日	3年12月2日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	給与支払明細書、給与所得の源泉徴収票の電子化に向けた本人承諾の見直し
具体的内容	書面から電子的交付への移行を、受給者が明示的に承認しない場合(未回答者の場合)は、電子的交付を行うことができることとしていただきたい。この際、一旦電子的交付に移行した後に、受給者から書面での交付を望む意思表示があれば支払者(交付者)は従うとすることにより、受給者の選択は担保可能である。
提案理由	所得税法では、給与支払明細書や給与所得の源泉徴収票を電子的に交付するためには、あらかじめ受給者(交付を受ける者)に対し、その用いる電磁的方法の種類および内容を示し、電磁的方法または書面による承諾を得なければならないとされている。 書面から電子的交付に移行する際、承認しない受給者が一定数存在することはやむを得ないが、意思表示しない従業員も「非承諾」と見做さざるを得ない。そのため、大半の受給者が電子的交付を望んでいる実態がありながら、意向確認に長期間を要し、企業単位での取り組みが進展しない。
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	財務省
制度の現状	給与等の支払者がその支払を受ける者に対し給与所得の源泉徴収票及び給与等の支払明細書を電磁的方法により提供する場合には、あらかじめ、その者から承諾を得なければならないこととされています。	
該当法令等	所得税法第226条第4項、第231条第2項、所得税法施行令第353条、第356条、所得税法施行規則第95条の2、第100条第4項	
対応の分類	その他	
対応の概要	<p>現行制度上、給与等の支払者は、従業員に対し給与明細や源泉徴収票の書面交付に代えて、電子交付することが可能となっています。ただし、従業員にも様々なニーズがあると考えられることから、電子交付については本人の承諾が必要とされています。</p> <p>業務の効率化等を進める観点から、様々な手続の電子化を進めていくことは重要ではあるものの、ご提案のように、本人の承諾なしに源泉徴収票等を電子交付することについては、従業員の理解や様々な関係者のご意見も踏まえて慎重に検討する必要があると考えています。</p> <p>なお、税制改正については、与党税制調査会における税制改正プロセスの中で議論されるものであると承知しております。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル基盤WG関連

番号:4

受付日	3年9月21日	所管省庁への検討要請日	3年11月8日	回答取りまとめ日	3年12月2日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	公正証書の電子化および作成手続のオンライン化
具体的内容	公正証書を電子証明書付き電磁的記録として作成できるようにしたうえで、公正証書作成手続について、定款認証等の場合と同様に、申請から審査、発行、受領までのプロセスをオンライン化すべきである。
提案理由	執行証書(民事執行法第22条第5号)を作成する場合や、事業用定期借地権(借地借家法第23条)を設定する場合等、公正証書を作成するには、契約当事者本人または代理人が公証役場へ直接出向き、証書に署名捺印をしなければならない。このような制度が、感染症対策としての接触機会の削減や、テレワーク等多様な働き方の推進の妨げとなっている。
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	法務省
制度の現状	公証制度における公証人の業務のうち、私署証書及び定款の認証並びに確定日付の付与については電子化及び作成手続のオンライン化が実現されていますが、公正証書の作成についてはいずれも実現されていません。	
該当法令等	公証人法第1条、第39条、第62条の6、民法施行法第5条第2項	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	「規制改革実施計画(R3.6.18閣議決定)」において、「公証制度における書面、対面規制の見直し」として、「法務省は、遅くとも令和7年度までに公正証書の作成に係る一連の手続のデジタル化を目指すこととし、関連する民事裁判手続のIT化に向けて民事訴訟法改正案が令和4年に提出されること等を踏まえて、具体的な工程表を作成の上、必要な措置を講ずる。」とされたことを受け、民事執行手続のIT化の検討状況を踏まえながら、その実現に向けて必要な検討を行っているところです。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル基盤WG関連

番号:5

受付日	3年9月21日	所管省庁への検討要請日	3年11月8日	回答取りまとめ日	3年12月2日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	法人に係る税務手続の電子化の更なる推進
具体的内容	<p>① 法人事業税および法人住民税の還付金に係る通知書の電子化 通知書を電子化することにより様式を統一すべきである。また、将来的には、各自治体からの還付金入金について、窓口自治体によるワンストップ化を行うべきである。</p> <p>② 電子申告(e-Tax/eLTAX)におけるIDの複数付与 一の法人に複数のIDを付与する等、所要の措置を講じることを要望する。</p> <p>③ 固定資産税に係る各種書類の一層の電子化 固定資産税に係る上記の各種書類について、完全電子化に向けたロードマップを早期に示すべきである。 なお、税務調査の電子化も進めるべきである。現在は対面での調査、FAXによる資料の授受などが主流だが、国税庁の「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」等で掲げられている事項に期待する。今後はWeb会議を活用するとともに、e-mailによる連絡や資料の授受を進めるべきである。</p>
提案理由	<p>税務手続において、書面・押印・対面原則の見直しが加速度的に進められているが、残された課題もある。デジタル化の推進による生産性の向上やテレワーク等の柔軟な働き方を実現する観点から、以下の課題に取り組むべきである。</p> <p>① 法人事業税および法人住民税の還付金に係る通知書の電子化 前年度の課税所得を基にした1/2中間納付を行った年度の課税所得が前年度より大幅に減少した場合や、更正の請求等により、法人事業税および法人住民税の還付金が発生した場合(還付加算金等を含む)、当該還付金の証憑となる更正決定通知書、振込通知書が地方自治体から郵送される。しかし、書面での事務が強いられる上に、通知書の様式(サイズや用紙)が自治体ごとに異なり、統一されていないため、証憑としての通知書の貼付や保管の際に負担となっている。また、還付金の内容に係る記載方法(例えば、還付加算金や延滞金返金などの区分、その計算対象である税目および期間等)が統一されていないため、経理処理に当たり地方自治体への問い合わせが必要になる場合がある。</p> <p>② 電子申告(e-Tax/eLTAX)におけるIDの複数付与 企業の税務申告業務は多岐に渡り、例えば、同じ国税でも法人税と源泉税所得税を取り扱う部門が異なることがある。しかしながら、現在のe-TaxおよびeLTAXともにIDが一法人につき一つしか割り当てられない(e-Taxにおいては支店等がIDを取得することが可能であるが、国税に関する業務は本店に集約していることが多い)。そのため、企業内の部門ごとに可能な作業を分けることができず、データ送信時にID(およびそのパスワード)の管理部署の担当者による入力作業が必要となり、送信データ作成部署への往來が発生している。この結果、リモートワークや電子申告・電子納税の普及が阻害されている。 また、e-TaxおよびeLTAXでの作業とともに、税務に係るデータについても、部門間で情報を隔てることができず、相互に参照できてしまうことから、企業によっては情報統制上の課題となり得る(e-Taxにおいては、「フォルダ機能」によって、申告等データの送信時に格納先フォルダを分けて、パスワードをかけることが可能であるが、情報の管理の観点でID自体を分けられることが望ましい)。</p> <p>③ 固定資産税に係る各種書類の一層の電子化 2021年度税制改正で固定資産税等の賦課税目が地方税共通納税システムの対象税目とされ、今後、一括的な電子納税が可能となったが、固定資産税については書面による納付書(QRコードが付されたものを含む)の継続が前提とされている。また、固定資産税については、社内の設備管理システムへの効率的な評価額等の入力観点から、名寄帳や課税明細書の電子化ニーズがあるが、対応は一部の自治体にとどまっている。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

所管省庁	財務省総務省
------	--------

<p>制度の現状</p>	<p>(総務省) 【①及び③について】 地方団体から納税者等に対して行う、還付金や更正決定に係る通知や固定資産税の課税明細書等の通知については、現在、書面による送付が行われています。また、各地方団体の通知等の様式については、法令に定めがあるもの以外は、各地方団体が条例等により個別に定めています。</p> <p>【②について】 eLTAXでは、1利用者に対して複数の利用者IDが発行された場合、地方団体の基幹税務システムにおいて1つの企業を別々のIDで管理しなければならず、地方団体の宛名管理や収納管理等の業務遂行に大きく影響することから、基本的に1利用者に対して1利用者IDの利用を原則としているところです。 なお、個人住民税(特別徴収)等、1利用者が1特別徴収義務者とならない税目については、運用の都合上、例外として、1特別徴収義務者を1利用者とし、利用者IDを特別徴収義務者(支払者)毎に取得することを容認しています。</p> <p>(財務省) 【②について】 ②のe-TaxにおけるIDの複数付与の現状は次のとおり。</p> <p>個人のIDは、1人格につき1つのIDの払出しを行っています。一方、法人のIDは、本店に対して1つのIDの払出し、支店等に対しては各々IDの払出しを行っており、税法上支店等が行うことのできる手続きについては、次のようにIDを取得することが可能です。</p> <p>○法人税申告、法人消費税の申告等法人の本店が行う手続:本店としてIDを取得 ○法定調書の提出、源泉所得税の申告・納税等支店等が行うことができる手続:支店等としてIDを取得 このように法令に準じた申告主体に対してIDを払い出せるようにシステム構築しており、法人の本店に対し複数のIDを払い出すことはできません。</p> <p>【なお書き以下について】 税務調査の実施に際して、納税者から要望があった場合には、納税者の事業所等において、納税者の機器・接続環境を利用したWeb会議システムによる調査の実施を検討しています。 インターネットメールの利用については、セキュリティ上の観点から、納税者の皆様の機微な情報の取扱いを制限しているところですが、令和4年1月以降の調査では、税務調査に必要な資料を、来署や郵送によらずe-Taxにより提出することが可能となるなど、納税者の利便性向上のため、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」等で掲げている事項の実現に取り組んでいるところです。</p>
<p>該当法令等</p>	<p>(総務省) ① 地方税法第17条、第17条の2、第17条の3、第17条の4 ②— ③ 地方税法364条等</p> <p>(財務省) なし</p>
<p>対応の分類</p>	<p>(総務省) ①検討に着手 ②検討を予定 ③検討に着手</p> <p>(財務省) 【②について】 検討を予定 【なお書き以下について】 対応</p>
<p>対応の概要</p>	<p>(総務省) 【①及び③について】 地方税務手続における通知等の電子的送付については、日本経済団体連合会をはじめ、学識経験者や地方団体、経済団体、eLTAXを運営する地方税共同機構、総務省による「地方税における電子化の推進に関する検討会」において議論され、令和3年度とりまとめにおいて、他分野における先事例や検討状況を踏まえ、適切な実現方策を制度面・実務面双方から検討を行うこととされたところです。当該検討に当たっては、対象とする通知等や通知先、到達の効力など論点が多岐にわたるため、今後、上記検討会の下に実務者によるワーキンググループを設置して行うこととされています。</p> <p>【②について】 1利用者に対して複数の利用者IDを発行することについては、納税者及び地方団体双方の意見を踏まえつつ、今後も、総務省及び地方税共同機構において検討してまいります。</p> <p>(財務省) 【②について】 法人の本店に対し、複数のIDを払い出すことについては、利用者のニーズのほか、費用対効果を踏まえつつ検討していきます。</p> <p>【なお書き以下について】 制度の現状欄に記載のとおりです。</p>

<p>区分(案)</p>	<p>◎</p>
--------------	----------

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル基盤WG関連

番号:6

受付日	3年9月21日	所管省庁への検討要請日	3年11月8日	回答取りまとめ日	3年12月2日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	電波法に基づき交付される届出・申請の許可状・免許状の電子保管の容認
具体的内容	交付される許可状および免許状を電子化するとともに、該当設備における電子的な保管を容認すべきである。
提案理由	電波法では、届出や許可申請は電子化されている一方で、取得した許可状・免許状および申請・変更届出時の添付書類については、常時該当する無線局等に書面で備え付けることが義務付けられている。そのため、印刷・備え付けの作業を要し、オンラインによる手続が完結していない。
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	総務省
制度の現状	電波法第14条等に基づき、総務大臣は免許等を与えたときは、書面により免許状等を交付しています。	
該当法令等	電波法第14条等、無線局免許手続規則第21条、第45条の3	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	無線局の免許状などの処分通知等については、免許人のニーズ、関連する法令やオンライン化の費用対効果等を勘案しつつ、検討を進めて参ります。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル基盤WG関連

番号:7

受付日	3年9月21日	所管省庁への検討要請日	3年11月8日	回答取りまとめ日	3年12月2日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	地方公共団体の入札に関する一連の手続のデジタル化
具体的内容	地方公共団体の公共事業調達において、入札参加資格申請から入札ならびに契約までの一連の手続をすべて統一・デジタル化すべきである。
提案理由	国の土木工事の入札手続はCALS/EC(公共事業支援統合情報システム)により電子化されているが、一部を除く地方公共団体においては書面・押印前提の手続となっており、民間企業のDXを阻害している。また、入札参加資格申請の手続については、地方公共団体毎に様式が異なっており、応札企業は情報収集、書類作成に多くの時間を要している。 (要望実現により)、地方公共団体・応札企業双方において業務の多大な効率化が見込まれる。
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	総務省
制度の現状	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体における入札・契約に関する具体の事務の実施方法については、国の法令で定められているものではなく、各地方公共団体において当該地方公共団体の実情を踏まえ、当該地方公共団体の財務規則等で定めて運用しているものです。 	
該当法令等	地方公共団体の規則等	
対応の分類	その他	
対応の概要	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体における入札・契約に関する具体の事務の実施方法については、国の法令で定められているものではなく、各地方公共団体において当該地方公共団体の実情を踏まえ、当該地方公共団体の財務規則等で定めて運用されているものであることから、これを直ちに統一・システム化することは困難であり、御提案いただいた点については、地方公共団体の実情や意見、デジタル庁等の関係省庁の意見も伺いながら、その可否も含め、合意形成を図りつつ、慎重に検討していく必要があるものと考えます。 なお、総務省においては、地方公共団体における入札・契約に関する一連の手続の電子化・オンライン化の促進に向け、規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)に基づき、競争入札参加資格審査申請に係る標準項目を定め、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として、地方公共団体に対してその活用を促すとともに、標準項目の導入を契機として、当該申請手続の電子化・オンライン化についても検討していたところである。 	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル基盤WG関連

番号:8

受付日	3年9月21日	所管省庁への検討要請日	3年11月8日	回答取りまとめ日	3年12月2日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	雇用保険各種通知書(被保険者通知用)の電子化
具体的内容	①雇用保険について、現在、マイナポータル「あなたの情報」にて雇用保険資格取得日と事業所名称は閲覧可能な状態にあること、②昨年度、経団連から提出した「離職票の電子化」の要望に対して厚生労働省からマイナポータル「お知らせ機能」の活用を今後検討と回答があったことを踏まえ、マイナポータルにおける更なる機能充実(掲載情報の追加)を図るべきである。具体的には、雇用保険手続において、ハローワークが被保険者用に発行する書類(雇用保険被保険者証・高年齢雇用継続基本給付金の決定通知・介護休業給付の決定通知・育児休業給付の決定通知等)を、事業主を通じなくても被保険者本人がマイナポータルで直接確認できるようすべきである。
提案理由	雇用保険手続において、被保険者用に発行される書類(雇用保険被保険者証・高年齢雇用継続基本給付金の決定通知・介護休業給付の決定通知・育児休業給付の決定通知等)は公共職業安定所から事業主に電子または郵送(申請時と同様の方法)で通知・配布されることとなっており、そこから事業主はメール(郵送)等で被保険者に送付している。例えば、育児休業給付の決定通知は、休業している従業員へ毎月(または隔月)メール等を送る業務が発生しており、送付対象者が多ければ多いほど、その業務負担が過度となり、人事担当者の生産性向上の妨げになっている。 (要望実現により)、事業主にとって、ハローワークから被保険者用に発行される書類について被保険者へ送付(メール・郵送)する事務を廃止することが可能となり、郵送等コストの削減、誤発送・誤送付・遅延リスクの削減、人事担当者の生産性向上に繋がる。被保険者にとっては、書面を紛失するリスクがなくなるとともに、いつでも自身の情報を確認することができ利便性が向上する。マイナンバーカードのサービス向上ならびに普及促進に繋がりを、社会全体にとってもメリットがある。
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	デジタル庁厚生労働省
制度の現状	雇用保険被保険者証等の交付については、雇用保険法施行規則第10条第2項の規定等により、当該被保険者を雇用する事業主を通じて行っております。	
該当法令等	雇用保険法第9条 雇用保険法施行規則第10条	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	離職票以外のハローワークから被保険者用に発行される書類についても、次期システム更改(現時点では令和8年度を想定)において、離職票と同様の仕組みによりマイナポータルに送付できるよう、業務的及び技術的な検討を行うとともに、関係省庁と協議を行っていく予定です。	

区分(案)	◎
-------	---

規制改革ホットライン処理方針
(令和3年12月3日から令和4年1月13日までの回答)

デジタル基盤ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
転入手続きのオンライン化	検討に着手	◎	1
自動車保有関係手続のワンストップサービスOSS改善	検討を予定	◎	2
自動車の車検・登録手続きについて	検討を予定	◎	3
車検証情報を共有データベース化して申請の手間を無くす	その他	◎	4
就労証明書の全国統一化・事業主の押印廃止の徹底・証明内容の簡素化	対応	◎	5
行政文書作成における雛形穴埋めWebサービス公開規制緩和	対応不可	◎	6
登記申請のAI化の障害の排除。	1～3. 対応不可 4. 対応	◎	7
国・地方公共団体とのリース取引について① 国・地方公共団体の入札手続きの電子化・合理化等	その他	◎	8
派遣・紹介事業届出のオンライン化	現制度下で対応可能(一部対応不可)	◎	9
車両移転登録手続きや運転免許証更新	検討を予定	◎	10

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

提案内容に関する所管省庁の回答

別添

デジタル基盤WG関連

番号:1

所管省庁への検討要請日	令和3年10月12日	回答取りまとめ日	令和4年1月13日
-------------	------------	----------	-----------

提案事項	転入手続きのオンライン化
具体的内容	マイナンバーを使った転出手続きの際に、転入もオンラインでできるようにしてほしい
提案理由	決まった時間に役所に行かなくてはいけないのは時間がなかなか取れず難しいから。
提案主体	個人

所管省庁	総務省(合議)デジタル庁
制度の現状	転入届については、これが受理されることで、届出先市区町村の住民票に記載され、当該住民票の情報を基礎として、選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の様々な行政事務が行われることとなるものであることから、これらの届出は対面による厳格な本人確認及び実質的審査が必要な手続きとされています。
該当法令等	住民基本台帳法 第22条
対応の分類	検討に着手
対応の概要	住所変更等の手続きの利便性を高めることは重要であると認識しており、マイナンバーカード所有者について、マイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行えるようにするとともに、転入地市区町村が、あらかじめ通知された転出証明書情報(氏名、生年月日、続柄、個人番号、転出先、転出の予定年月日など)により事前準備を行うことで、転出・転入手続きの時間短縮化、ワンストップ化(自治体手続きにおける引越しワンストップサービス)を図れるよう、令和3年の通常国会において、デジタル社会形成整備法(令和3年法律第37号)により、住民基本台帳法の改正を行ったところです(デジタル社会形成整備法の公布の日から2年以内で政令で定める日から施行)。 自治体手続きにおける引越しワンストップサービスについては、令和4年度中のサービス開始に向けて、デジタル庁を中心に、公募自治体との検討会及び現地検証を踏まえて、具体のサービスのあり方の検討が進められているところです。 また、昨今のデジタル改革の動向等も踏まえ、住民の利便の増進及び行政の合理化に向け、引き続き検討を深めてまいります。

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル基盤WG関連

番号:2

所管省庁への検討要請日	令和3年10月12日	回答取りまとめ日	令和4年1月13日
-------------	------------	----------	-----------

提案事項	自動車保有関係手続のワンストップサービスOSS改善
具体的内容	<p>当方は小さい個人事業の中古車販売店ですが、現状では車検残りで仕入れた車両の自分への名義変更のみ活用しています。ワンストップサービスとはいえ、なぜか書庫証明ステッカーだけは実際に管轄警察署に取りに行く必要があります。郵送料100円程度余分に徴収して頂いてもいいので郵送して頂きたいです。これがために遠方登録時に利用できません。またナンバー封印も全国どこの陸運支局でも可能にしたいです。それによって遠方登録がOSS登録で出来て楽になります。場合によっては封印も現在県によって違うのも無意味だと思います。全国共通の1種類でいいのではないのでしょうか。</p>
提案理由	<p>陸運支局の混雑緩和。 各警察署の車庫証明窓口の混雑緩和。 封印業務の簡素化。</p>
提案主体	個人

所管省庁	国土交通省警察庁
制度の現状	<p>(封印業務の簡素化について) 封印の権限は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下及び対応の概要欄において「法」という。)第105条第2項により、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長の権限とされているため、運輸支局等毎の取り付けとなっており、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号。以下及び対応の概要欄において「施行規則」という。)第8条第2項により、運輸監理部又は運輸支局の表示がされた封印を取り付けなければならないとされています。 なお、法第28条の3により、運輸支局長等は、封印の取り付けを一定の要件を備える者に委託することができることとなっています。</p> <p>(保管場所標章の郵送化について) 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項の規定により、法第4条に規定する処分、同法第12条に規定する処分(使用の本拠の位置の変更に係るものに限る。)又は同法第13条に規定する処分(使用の本拠の位置の変更を伴う場合に限る。)を受けようとする者は、当該行政庁に対して、警察署長の交付する自動車保管場所証明書(以下「証明書」という。)を提出しなければならないこととされており、また、同法第6条第1項の規定により、警察署長は、証明書を交付等したときは、保管場所標章を交付しなければならないこととされていますが、証明書の交付に係る申請については、自動車の登録手続や自動車諸税に係る手続と一括して、自動車保有関係手続のワンストップサービス(制度の概要欄において「OSS」という。)により、電子申請することが可能となっています。</p>
該当法令等	<p>道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第28条の3、第105条第2項 道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第8条第2項、第15条の2</p> <p>自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項</p>
対応の分類	検討を予定
対応の概要	<p>(封印業務の簡素化について) 封印の取り付けは、施行規則第8条第2項及び第15条の2の規定により、車台番号、車検証及びナンバープレートの同一性を確認した上で、運輸監理部又は運輸支局の表示がされた封印を取り付けることとなっています。これは自動車の所有権を公証する上で重要な役割を担っているものです。 封印のあり方については、ナンバープレートの盗難防止等の観点から、全国統一化も含めて検討してまいります。また、取り付けたい地域の運輸支局等の封印については、法第28条の3により、委託を受けた行政書士に書類作成等も含めた封印取付け依頼をすることで施封することが可能となります。</p> <p>(保管場所標章の郵送化について) 保管場所標章の郵送による交付については、OSSを利用して保管場所証明に係る申請を行う方等(以下「OSS利用申請者等」という。)のうち、希望する方を対象として、令和4年1月から、電話等による受付を開始できるよう、準備を進めています。 また、OSS利用申請者等の更なる負担軽減を図るため、システム上で保管場所標章の郵送希望の受付が行えるよう、システム改修を含めた検討を進めてまいります。</p>

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル基盤WG関連

番号:3

所管省庁への検討要請日	令和3年10月12日	回答取りまとめ日	令和4年1月13日
-------------	------------	----------	-----------

提案事項	自動車の車検・登録手続きについて
具体的内容	自動車(普通車)と軽四輪自動車の登録手続き場所の統一と分散
提案理由	<p>茨城県県西在住で、普通車1台と軽自動車2台保有しています。先日、同一市内で転居住所変更があったため、自分自身で車検証の住所変更チャレンジしようとした。ネットで色々調べた結果、以下の通りで、やる気を失いました。車検そのものは別として、車検証の住所変更等は身近な市役所等での代行を是非検査頂きたいと提案します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 茨城県には手続きできる場所が県内2ヶ所だけ。 更に、普通車と軽自動車は場所が異なる。 <ul style="list-style-type: none"> 普通車は関東運輸局茨城運輸支局土浦自動車検査登録事務所(土浦市) 軽自動車検査協会茨城事務所土浦支所(つくば市) いずれも茨城県県西から1時間以上かかる。 関東運輸局茨城運輸支局土浦自動車検査登録事務所に軽自動車について電話で問い合わせたところ、管轄外とのことで場所も教えてくれない。 OSSの利用も検討しましたが、これも普通車だけ、また、受け取りに行くのであればメリットなし。
提案主体	個人

所管省庁	国土交通省(合議)警察庁総務省
制度の現状	<p>普通車(登録自動車)については、道路運送車両法第67条の規定により、使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があったときは、その事由があった日から15日以内に、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の記入をうけなければならないとされています。また、軽自動車の検査等については法第74条の3により軽自動車検査協会が行うこととされており、車検証の記載事項の変更は法施行規則第47条の規定により、軽自動車検査協会に対して申請を行うこととされています。</p> <p>引越に伴う自動車に関する具体的な行政手続としては、自動車検査証の記載事項の変更、自動車の保管場所の申請・届出などがあります。これらについては、登録自動車については、「自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)」を利用することによって、インターネット上で申請可能となっておりますが、軽自動車については現状、引越に伴うこれらの各種行政手続は対応していません。また、変更後の車検証については支局等へ出頭しての受け取りが必要となっております。</p>
該当法令等	道路運送車両法第67条、道路運送車両法第74条の3、道路運送車両法施行規則第47条
対応の分類	検討を予定
対応の概要	<p>軽自動車はその構造や装置が画一的であること、登録自動車に比して資産価値が低い等を踏まえ、国の代行機関として軽自動車検査協会に検査等の事務を行わせることにより、国の行政事務の簡素化を図っております。自動車に係る申請を市役所等で代行することについては、上記観点を踏まえて慎重に検討する必要があると考えております。</p> <p>一方で、自動車保有関係手続の申請者の負担軽減を図るため、OSSの利便性の向上に取り組んでいるところであり、その一環として令和5年1月(軽自動車は令和6年1月)自動車検査証の電子化を開始します。これにより、電子車検証をお持ちの方においては一部の手続きについて運輸支局等への出頭が不要となる予定です。また、来年から、引越の際の負担軽減の観点から、個人によるOSSを使った住所変更の申請については、車検証の郵送での交換、ナンバープレートの交換については次回車検時まで猶予する取り組みを予定しております。</p>

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル基盤WG関連

番号:4

所管省庁への検討要請日	令和3年11月8日	回答取りまとめ日	令和4年1月13日
-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	車検証情報を共有データベース化して申請の手間を無くす
具体的内容	車検申請、公認申請等を行う際、お客→店→申請業者→陸事 という手順で申請しているが、その情報は全て手書き、手入力である。これをデータベース化し、クラウド上でお客がOKをすれば、それを店、業者が申請内容を追記し陸自に申請するシステムにして欲しい。そこまでのシステム化が難しいのであれば、現在ある「自動車検査登録情報提供サービスAIRIS」の情報取得を簡素化して使えるものにして欲しい。
提案理由	<p>車検申請、公認申請を行う業界にいるが、車検公認関係の業務は全て手書きもしくは手入力、直接出向いての申請と煩雑かつアナログの極みである。</p> <p>このアナログな業務の中で、利益を得ている人間がいればよいが、申請業務は最低限の金額しかお客に請求できないため、殆どの人間が低賃金で申請業務を行っている状況である。ひとつの申請に、何人もの人間が手入力、チェックを行っているにもかかわらず、お金が動いていないのである。</p> <p>弊社では、そんな申請業務を少しでもシステム化できるよう「自動車検査登録情報提供サービスAIRIS」を申し込んだところ、審査に半年以上かかった。そのうえ、ダウンロード手順が非常に面倒で、CSVファイルを作成アップロードし、ファイル生成ができればダウンロードし、解凍する必要がある。ここまでしてDLできる情報が15項目前後なので、車検証情報を見ながら手入力の方がよっぽど早い。</p> <p>そのことについて改善を伝えたところ「セキュリティレベルが高いため」との回答だったが、セキュリティを強固にしたいから面倒にするという発想ではなく、セキュリティを強固にしつつ、使い勝手がよくシステム化が進むようにして改善して欲しい。</p> <p>AIRISだけでなく、車検、公認申請の仕組み全てが手入力、紙申請の世界なので、人手不足の今、車業界はすでに限界にきており、昔とは違い、利幅が非常に薄い業界になっている。</p> <p>また、弊社のようなショップ、業者だけでなく、陸事も大きな負担がかかっていると思われる。</p> <p>データを共有・効率化し、かわりに電気自動車・自動運転車等の新しい技術にリソースを向けられるようにして欲しい。</p>
提案主体	個人

所管省庁	国土交通省
制度の現状	<p>窓口における自動車検査登録手続では、手書きや印字により申請書を作成し、提出いただいております。</p> <p>また、オンライン申請(自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS))につきましては手入力で申請していただいております。</p> <p>自動車登録情報の提供を受けようとする場合には登録情報提供機関(AIRIS)に申請を行い、当該機関が提供するWebサイト(ホームページ)にアクセスして電子的に情報提供を受けることが可能となっています。</p>
該当法令等	道路運送車両法第22条第3項
対応の分類	その他
対応の概要	<p>窓口における手続について、申請者の利便性向上及び負担軽減を図るため、本年7月に「自動車検査登録手続の窓口業務フロー見直しに向けた基本方針」をとりまとめました。本方針に基づき、まずは、PC/スマートフォンの画面入力により申請書を作成できるサイトを導入し、手書きによる申請書作成の負担を軽減したいと考えております。</p> <p>また、OSSについては、令和5年1月に自動車検査証の電子化を予定しているところ、ICタグを読み込むことで自動車検査証の情報を自動入力できるようにする予定です。</p> <p>なお、登録情報提供機関(AIRIS)のシステムは、個人情報を含む自動車の登録情報を提供していることから、情報提供を受ける者に対しては、セキュリティ保護の観点から必要な対策を求めており、そのために一定の作業が生じることについてご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>国土交通省としましては、今後もデジタル化を推進し、申請者の利便性向上及び負担軽減を図ってまいります。</p>

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル基盤WG関連

番号:5

所管省庁への検討要請日	令和3年11月8日	回答取りまとめ日	令和4年1月13日
-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	就労証明書の全国統一化・事業主の押印廃止の徹底・証明内容の簡素化
具体的内容	<p>①今夏改定された就労証明書の標準的様式について、全国レベルでの統一を視野に、市町村に対するこれまでの以上の活用働きかけ、および事業主の押印廃止の徹底に注力すべきである。</p> <p>②情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律で掲げられた基本原則に基づき、行政機関が相互連携・情報共有を進めることで、就労証明書の記入事項の一層の簡素化を図るべきである。</p>
提案理由	<p>①保育の必要性認定の際に用いる就労証明書は、公開されている標準的様式が十分普及しておらず、市町村により書類フォーマットや証明内容が異なるため、内容に関する調整も多々発生し、企業の大きな負担となっている。</p> <p>こうしたなか、昨年来、政府においては押印の省略や、就労証明書を含む保育所等の利用希望時に必要な手続のデジタル化について、工程表に基づき進めている。</p> <p>(要望実現により)、工程表が目指す「デジタルで完結する仕組み」の実現に近づくほか、企業においても、負担軽減やリモート勤務の拡大が可能になる。</p> <p>②また、就労証明書の記入事項には、雇用保険に関する届出(雇用に関する基本情報)や、厚生年金(産前産後休業、育児休業期間)に関する届出と重複しているものがある。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

所管省庁	厚生労働省内閣府(子ども・子育て本部)
制度の現状	<p>保育の入所申請の際に同時に行われることの多い保育の必要性認定に際して、認定を受ける理由となる事項を証明する書類を添付することとされています(子ども・子育て支援法施行規則第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号)。</p> <p>また、就労を理由に認定を受ける場合には、一月当たり市町村が定める時間以上労働することを常態とすることが必要です(同第1条の5第1号、同附則第2条)。</p> <p>法令上で書類の指定等はしておらず、市町村がそれぞれに定めていますが、就労を理由に認定を受ける場合に、証明する書類として就労証明書を求める市区町村が多いことから、就労証明書の様式については、平成29年に標準的様式、令和元年に大都市向け標準的様式を公表し、各市町村に活用を促してきています。令和元年8月末時点で、令和2年4月1日入所分からの活用を予定していた自治体を含め、全市区町村の過半数、大都市の約6割が標準的な様式を活用しています。</p> <p>押印については、法令上求められているものではありませんが、保育所等の入所の際に重要な書類となることから、多くの自治体が文書の真正を担保する観点から押印を求めていると承知しています。</p>
該当法令等	子ども・子育て支援法施行規則第1条の5第1号、同第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号、同附則第2条
対応の分類	対応
対応の概要	<p>就労証明書の作成手続の負担軽減を図るため、令和2年7月に閣議決定した「規制改革実施計画」において、デジタルで完結する仕組みを前提に、標準的な様式について活用状況等を調査し、更なる普及に向けた取組を推進する旨示したところです。</p> <p>その活用状況調査の結果を踏まえ、更なる活用の促進に向けて、国がこれまで示してきた様式のうち、保育の必要性の認定のために必要最小限の項目を盛り込んだ「標準的様式」を「標準的様式(簡易版)」として改定し簡素化を図り、また、利用調整のために「標準的様式」よりも多くの項目を求める「大都市向け標準的様式」については「標準的様式(詳細版)」として改定し、各自治体においてその利用調整等の実態に即して必要最低限の項目を選択して設定できるようにしたところであり、これらを令和3年7月に各自治体へお示ししました。これらの様式について、できる限り令和4年4月入所分から活用していただくよう働きかけています。</p> <p>また、企業等において就労証明書を電子的に作成できるようにするため、市区町村が定めた様式を原則としてホームページ等において電子媒体等で配布すること、電子申請環境の整備を進めることについても、併せて、市区町村に対して促しております。</p> <p>押印については、規制改革実施計画に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、押印不要化に関する政府全体の取組方針等を踏まえ、就労証明書の押印を不要とするよう、市区町村に対し通知等を発出してしております。また、国から市区町村に対して示している就労証明書の標準的様式においては、前述の令和3年7月の改定に際して、押印欄を削除しております。</p>

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル基盤WG関連

番号:6

所管省庁への検討要請日	令和3年12月3日	回答取りまとめ日	令和4年1月13日
-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	行政文書作成における雛形穴埋めWebサービス公開規制緩和
具体的内容	非資格者が「官公署に提出する書類」の雛形穴埋め(文書作成)をソフトウェア的に行うソフトウェアやウェブサービスを開発・公開することの合法化
提案理由	<p>東京地判平成28年7月25日判タ1435号215頁に代表されるように、依頼者から提供された情報を加工し契約にかかる書類をソフトウェア的に作成する行為はソフトウェア開発者が文章を作成したとみなされ違法とされた。同様に官公庁に提出する書類もソフトウェア開発者が文書作成をしたとみなされる可能性が高く、日本のデジタル化推進を著しく阻害している。</p> <p>この観点においては行政書士などの有資格者が非資格者が作成した補助ツールを使用することも文章作成の主体がソフトウェア開発者にあたるため厳密には違法である。</p> <p>一般に「官公署に提出する書類」として代表的な申請手続きの様式はデータと表示を分離して考えると依頼者が提供するデータに基づいて機械的に様式に転記する(表示に整形する)だけで完成するものが多い。しかし、現状ではエクセルで言うところのvlookupを使った雛形穴埋めを行うソフトウェアを非資格者が開発するだけでも違法である。</p> <p>官公庁に提出する書類には申請書が複数に渡り、入力項目が重複するものも多い。データと表示を分離する原則を活用すると自動的にひな形(公開様式)を埋められるので、ソフトウェア的に実装し、広く利用してもらえる場面が多くあると考える。</p>
提案主体	個人

	所管省庁	総務省
制度の現状	<p>・ 行政書士法第1条の2第1項は、「行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類…その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とする」、また同法第19条第1項は「行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない」と規定しています。</p>	
該当法令等	行政書士法第1条の2、第19条第1項	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	<p>・ 御指摘の東京地裁判決は、ソフトウェアの開発そのものを違法としたものではないと承知しておりますが、いずれにしても、官公署に提出する書類を作成することは行政書士法第1条の2に規定する行政書士の独占業務であり、行政書士の業務を行うために必要な知識及び能力の担保がなされていない者が、当該書類の作成事務を行うことを業とすることはできないものと考えます。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル基盤WG関連

番号:7

所管省庁への検討要請日	令和3年12月3日	回答取りまとめ日	令和4年1月13日
-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	登記申請のAI化の障害の排除。
具体的内容	<p>1. 登記申請書作成プログラムの操作方法の相談は、司法書士法に抵触しないことを明確化するべきである。抵触する場合としない場合がある場合は、たとえば申請者名などのフォームの入力箇所を教示する程度のことは、相談に応じても抵触しないことを明らかにするべきである。</p> <p>2. 相談業務については、司法書士の独占業務から外すべき。弁護士法も、弁理士法も、行政書士法も、相談業務は独占としていない。</p> <p>3. プログラム作成会社による登記申請AIプログラム作成のための相談窓口を法務局に開設するべき。</p> <p>4. 司法書士以外の電子申請の利用者の割合を実態調査するべき。なお、法務省は必要ないと回答しているが、その理由がない。</p>
提案理由	<p>AIなどの技術を用いたプログラムによって、容易に登記申請書を作成し、そのまま電子申請までできる時代となっている。</p> <p>しかしながら、プログラム制作会社によって、操作方法のサポートが事実上できない事態となっている。なぜならば、司法書士関係者によって、プログラムの操作方法を説明することは、同時に書類作成及び申請の相談になるとの注意喚起がされているためである。</p> <p>たしかに、法務省によれば、AIなどのプログラムが登記申請書を作成する場合においては、司法書士法に抵触しないとの回答をしている。しかしながら、プログラムの操作方法のサポートができない点については明らかにしていないことから、司法書士関係者による曖昧な警告によって、独占禁止法に抵触する事態が野放しにされている。</p> <p>さらに、プログラム会社がAIを作ろうとしても、法務局の登記申請書の作成に関する相談は、個別具体的に申請しようとする者に限って行われており、プログラムを作るにあたっての申請書作成方法の説明を、法務省は行っていない。</p> <p>つまり、これからプログラムでAIを作ろうとしても、窓口となる法務省は相談を受け付けておらず、プログラム作成の障害となっているのである。</p> <p>これではデジタル社会において、イノベーションは起きない。</p> <p>しかも、法務省によると、電子申請の利用者のうち、司法書士ばかりが利用している実態を隠すために、実態調査は「相当でない」と煙に巻いて司法書士業界を保護している。</p> <p>窓口の相談業務を極限まで不親切にし、ホームページの案内からも明らかなように、司法書士に誘導し、本人申請を減らそうとしている実態を改善すべきである。</p>
提案主体	個人

	所管省庁	法務省
制度の現状	1～3 司法書士は、不動産登記手続の代理及びその相談等を行うことを業とすることができ、それ以外の者がこれを業として行った場合、司法書士法に抵触することとなります。	4 登記申請のうち、商業・法人登記申請については、「行政手続コスト」削減のための基本計画の策定に係るサンプル調査を実施しているところ、当該調査項目には、代理人申請及び本人申請それぞれのオンライン申請の割合も含まれています。
該当法令等	1～3. 司法書士法第3条, 第6条, 第73条	
対応の分類	1～3. 対応不可 4. 対応	
対応の概要	<p>1～3 国民の権利に多大な影響を及ぼす登記業務を適正・円滑に行うためには、登記に関する知識及び相当の法律専門知識を有する者が登記申請業務を取り扱う必要があることから、登記手続の代理及びその相談業務は司法書士の独占業務とされています。</p> <p>これは、司法書士については、司法書士法第6条に基づき試験が実施され、その業務を行うのに必要な知識及び能力を有すると認められる者に資格を付与することにより、国民の権利の保護に資することによるものです。</p> <p>そのため、このような制度的な能力担保がされていない者について、登記の申請代理等の事務を行うことを業として認めることは適当ではないと考えます。</p> <p>なお、当該提案における登記申請書作成プログラムの操作方法の相談が認められるかどうかは、個別具体的な事例を踏まえ個々に判断されるべきものであるため、一般的に司法書士法に抵触するかどうかを判断することは困難です。</p> <p>4 オンライン申請に関する実態調査の在り方については、オンライン利用率の向上に向けて、引き続き検討してまいりたいと考えております。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル基盤WG関連

番号:8

所管省庁への検討要請日	令和3年12月3日	回答取りまとめ日	令和4年1月13日
-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	国・地方公共団体とのリース取引について① 国・地方公共団体の入札手続きの電子化・合理化等
具体的内容	地方公共団体の「競争入札参加資格申請」について、早急な電子化、申請書類及び添付書類の電子化・簡素化・統一化を図ること。
提案理由	①2020年度の当協会の提言に対し、「地方公共団体の入札手続における競争入札参加資格審査申請書の標準書式については、国の統一書式を可能な限り採用することを基本的な方針として、今年度内に作成。また、各地方公共団体の状況に応じて電子申請システムへの反映をするよう要請・支援を行う予定。」と回答されているが、ウィズコロナ時代において、すべての地方公共団体において、国の統一書式を採用するとともに、早急に、電子申請システムに反映して全国統一化を図ること。 ②添付書類（登記事項証明書、納税証明書）について、申請を行う地方公共団体ごとに原本の提出が必要となるが、上記①の統一化に際して、電子データによる提出を可能とし、そのデータを国・地方公共団体が共有すること。 ③上記①の全国統一化が図られるまでの間は、地方公共団体のホームページに申請書等を掲載し、リース会社が地方公共団体の窓口に出向いて申請書の手交を受ける手続きを取り止めること。
提案主体	(公社)リース事業協会

	所管省庁	総務省
制度の現状	・ 地方公共団体における入札・契約に関する具体の事務の実施方法については、国の法令で定められているものではなく、各地方公共団体において当該地方公共団体の実情を踏まえ、当該地方公共団体の長が財務規則等で定めて運用しているものです。	
該当法令等	地方公共団体の規則等	
対応の分類	その他	
対応の概要	<p>・ 地方公共団体における入札・契約に関する具体の事務の実施方法については、国の法令で定められているものではなく、各地方公共団体において当該地方公共団体の実情を踏まえ、当該地方公共団体の長が財務規則等で定めて運用されているものであることから、これを直ちに電子化・統一化することは困難であり、御提案いただいた点については、地方公共団体の実情や意見、デジタル庁等の関係省庁の意見も伺いながら、その可否も含め、合意形成を図りつつ、慎重に検討していく必要があるものと考えます。</p> <p>・ なお、総務省においては、地方公共団体における入札・契約に関する一連の手続の電子化・オンライン化の促進に向け、規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）に基づき、競争入札参加資格審査申請に係る標準項目を定め、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として、地方公共団体に対してその活用を促すとともに、標準項目の導入を契機として、当該申請手続の電子化・オンライン化についても検討していただくよう要請したところ です。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル基盤WG関連

番号:9

所管省庁への検討要請日	令和3年12月3日	回答取りまとめ日	令和4年1月13日
-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	派遣・紹介事業届出のオンライン化
具体的内容	派遣・紹介事業における申請書類、変更届、事業報告等の書類をオンライン受付とする。 添付書類はPDFアップロードOKとする。 講習受講証明書は、講習の開催元から認定の番号と氏名等を共有させることで番号のみ報告すればデータ突合できるようにする。 住民票も求められるがマイナンバーの報告によりそれにかえる。 添付書類の無い事業報告は、人材派遣協会の四半期報告のようにcsvでアップロードさせる。
提案理由	事業主のメリット ・届出書類提出のための出勤を無くすることができる。 ・届出書類は正副控の3部印刷が必要であり、大量の紙を消費する。事業報告に至っては複数事業所をもっていれば数百枚の印刷が必要。コストと資源を削減できる。 労働局のメリット ・目検がなくなり点検の効率化と正確化がはかれる ・紙からデータ入力を行う必要がなくなる ・テレワーク推進が可能
提案主体	個人

	所管省庁	厚生労働省(合議)デジタル庁
制度の現状	労働者派遣事業等における各種申請、届出及び事業報告等については、電子申請による手続きが可能です。また、電子申請における添付書類については、一部を除き、PDFファイルでの提出が可能です。	
該当法令等	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第1条の2 職業安定法施行規則第18条	
対応の分類	現制度下で対応可能(一部対応不可)	
対応の概要	「制度の現状」欄に記載のとおり、労働者派遣事業等における申請等については、電子申請が可能な手続きとなっております。 また、労働者派遣事業等においては、適正な審査業務を担保する観点から、責任者講習に係る受講証明書及び役員等の住民票の写しを添付書類として必要としております。 なお、住民票の写しについては、氏名等以外に本籍地情報を把握するために提出を必要としており、現行制度においてマイナンバーの報告による代替はできません。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル基盤WG関連

番号:10

所管省庁への検討要請日	令和3年7月20日	回答取りまとめ日	令和4年1月13日
-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	車両移転登録手続きや運転免許証更新
具体的内容	車に関する手続きのオンライン化、書類の数を削減する、警察や運輸局など複数の場所に行かなくても手続き出来るようにする。 免許更新センターでは現金しか使えず、行き先を書いた紙を掲示しておけばいい所に、定年後の警察官のような人が10人ぐらい待機している。民間ならありえない配置。
提案理由	車両移転登録の際、片道30分以上かかる警察に3回も行き、また30分以上かかる運輸局にも行きました。土日は空いてない、時間も16時まで。住所や車両番号も何度も何度も書かされる無駄に驚きました。平日に行くことが出来ないで、普通に仕事をしてる人には出来ない手続きだと思いました。 また、免許更新の際は、あんなにキャッシュレス化を政府が推進しているのに、現金のみ??これも驚きでした。講習会場に行く際も、見ればわかるのに、こちらですとドアの前に5人も人が並び、中に入るとこちらどうぞと2人が椅子に案内してくれました。 経費削減という概念がなく、これが税金の無駄使いかと目の当たりにした瞬間でした。
提案主体	個人

所管省庁	警察庁 総務省 国土交通省
制度の現状	自動車保有関係手続については、各種行政手続(検査登録、保管場所証明、自動車諸税の手続)が必要ですが、「自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)」を利用することによって、これらの手続をインターネット上で一括して行うことが可能となっております。ただし、OSS申請による場合でも、譲渡証明書の提出等一部対面での手続きが必要となる場合があります。
該当法令等	情報通信技術を活用した行政の推進等にかかる法律第6条
対応の分類	検討を予定
対応の概要	制度の現状に記載のとおり、自動車保有関係手続については、移転登録の場合を含め、OSSを利用することによって、各種行政手続をインターネット上で一括して行うことが可能となっておりますが、現状においては一部対面での手続きが必要となるため、引き続き申請者の負担軽減に繋がるよう関係機関と調整しながら検討してまいります。

区分(案)	◎
-------	---